# より良い学校生活を送るための確認事項 ~ #市立南部中 ~

- 1、 服装・頭髪(進路実現を見据えて)
- (1) 服装…原則として、通学時は制服、校内では校内服とする。
  - ※止むを得ず異装をする場合は、事前にイエローカードにて申告すること。イエローカードがなくなった場合は、職員室前廊下にある「配布物予備ロッカー」から、各自持ち出すこと。

#### 1)制服

# A 標準型学生服の場合

(冬服)…黒の詰襟学生服、黒の学生ズボン。ともに標準のもの。

(夏服)…上は Y シャツか開襟シャツ。下は学生ズボン。

※ベルトは黒で華美でないもの。

# B 校章入り胸当て付きセーラー服の場合

(冬服)…学校指定の紺のセーラー服, ジャンパースカート。スカートの長さは膝頭が隠れるものとする。スカートはスナップボタンで固定し, ベルトは純正のものを使用すること。

(夏服)…上はブラウスか開襟シャツ。下はジャンパースカートか夏用スカート。

- ① 校内服
  - ・冬季…ジャージを着用。ジャージの中は体操服とし、寒い時期にはセーター、トレーナー、ベスト(黒、紺、白、灰色等の華美でないもの。ハイネックは不可)を着用できる。(体育時は教科担任の指示に従うこと。)
  - ・夏季…原則として、上は体操服、下はハーフパンツまたはジャージ。体操服の裾はハーフパンツまたはジャージに入れる。(エアコンの設置により冷感の個人差があるため、ジャージの着用は任意とする。)

※私服での校内への立ち入りは禁止とする。

#### (2) 頭髮

- ① ゴムとヘアピン双方共に色は黒、紺、茶とする。
- ② パーマ,カール,脱色,染色(部分染めを含む)をしない。
- ③ 整髪料はつけない。
- ④ 変形は一律して認めない。(剃り込み、編み込みなど)
- ⑤ 過度な眉毛の加工はしない。
- (3) 靴下…白、黒、紺、灰色の華美でないもの。

式典の際は、黒か紺のハイソックスまたは肌が露出しない丈の白、黒、紺、灰色 の華美でないものを着用。

(4) 靴…華美なものは不可。運動靴または黒,茶の学生靴。靴紐は白・紺・黒とする。蛍光色のランニングシューズなどは登下校時には使用しない。 上履き…学校指定の上履きで,靴紐は白のみ。かかとの部分に記名すること。 (5) かばん…ファーストバッグ、セカンドバッグは学校指定のもの。特別に指示のあった日はセカンドバッグのみの登校可。識別の目印となる飾り物は小さいもの1個まで。

#### (6) 防寒具

- ① コート…黒、紺、ベージュ系のコート。部活動で許可されているものも可。
- ② カーディガン, セーター, トレーナー, ベスト…黒, 紺, 白, 灰色系のものとする。 制服, 校内服の下に着用し, タートルネックやハイネックは不可。
- ③ 手袋, マフラー, ネックウォーマー…華美でないもの。校舎内では使用しない。
- ④ ジャージや制服の下にタイツを履いても良い。
- ⑤ 膝掛けは教室内でのみ使用可。

#### (7) その他

- ③ 薬用ハンドクリームや薬用リップを使用する場合は無色無臭のものを使用する。
- ② 制汗剤や日焼け止めクリームは無色無臭とし、トイレで使用し、教室では使用しないこと。
- ③ 冬季にカイロを使用しても良い。ただし、必ず持ち帰ること。

# 2、 登校・下校

- ①7:00前には登校しない。試験期間中など朝練習が無い日は7:50~の登校とする。
- ②8:10の出席確認までに校内服に着替え、荷物はロッカーに入れて着席する。守れない場合は遅刻となる。また、着替えは教室に入ってから行うこと。(途中で制服を脱ぎながら登校することがないようにする。)
- ③ 登下校は制服を着用する。(特別な指示があったときや再登校などを除く)
- ④ 裏門から登校する生徒は3年昇降口を通り、校舎裏、給食室前を通らない。
- ⑤ 欠席、遅刻、早退が、前日までに明らかな場合、イエローカードにて担任に申告すること。
- ⑥遅刻して登校した場合、必ず職員室に登校したことを連絡してから諸活動に入ること。
- ⑦ グラウンド保護のため、登下校の際はグラウンドを横切らない。
- 8 一般下校時刻と完全下校時刻を守る。
- ⑨上履きでは外に出ない。また校内は土足厳禁。

# 3、 再登校

#### (1)完全下校前の再登校

- ①完全下校前の再登校は、原則として行わない。
- ②進路の書類等で緊急を要する場合のみ, 担任(学年)の先生と相談し, 必ず校長・教頭先生の許可を得る。

#### (2)部活動での再登校

- ①休日・祝日の部活と同じく、部活で揃えた服、校内服での登校を可とする。
- ②時間どおりに来ること。早く来ることがないようにする。

# (3)完全下校後の再登校

- ①服装は制服、校内服、部活動で使用している服装とする。
- ②安全上の理由で自転車での再登校は認めない。徒歩で登校すること。

#### 4、 外出

登校後の外出は原則として認められない。

#### 5、 ゴミの処理

- ・教室のゴミは分別し、適宜、ゴミ倉庫に出す。
- 金属、ガラスなどの不燃物は先生の指示に従い処理する。

# 6、 職員室の出入り

- ・生徒は校長室側の出入口を使用する。(職員の許可を得たときは他の出入口も使用可)
- ・入室時は、出入口で「失礼します。〇年〇組(〇〇部)の〇〇です。〇〇先生に用事があってきました。」などの用件をはっきりといい、退室時は「失礼しました。」とあいさつをする。

# 7、 ベランダ

非常時以外はベランダに出ない。また、危険なので私物を置かない。

#### 8、 器物の破損

- 物を壊した場合は速やかに報告する。
- ・正常な教育活動以外(ふざけなど)で器物を破損した場合は弁償する。

# 9、 不要物

- ・学校に不要なお金は持ってこない。何らかの理由でお金を持ってきた場合は、朝のうちに必ず先生に提出し、預かってもらう。
- ・カードゲームなど(将棋類なども)やゲーム機器,漫画や雑誌,飲食物など,学校に不要なものは絶対に持ち込まない。見つけた場合は預かりとなる
- ・特別な事情で、携帯電話やスマートフォンを学校へ持ち込む場合は必ず事前に保護者から学校へ連絡を入れてもらい、校長先生の了承を得る。登校した際に職員室にて預かり、下校時に返却する。
- ・装飾品は認めない。(ミサンガ, ピアス, ブレスレット, ネックレス, カラーコンタクトなど。)

# (磁気ネックレスなど、健康面の特別な事情がある場合は別途、保護者・学年主任・生徒指導主任に相談する。着用する場合、他の生徒の目に触れないよう、留意する。)

カッターは持ち込みを禁止する。

#### 10、 使用・立ち入りの禁止

事務室、印刷室、職員更衣室、資料室、職員トイレ、職員玄関は、生徒の使用・立ち入りはできない。

#### 

- ・雨天時およびぬかるんでいる時のグラウンドの使用は禁止する。校舎内では落ち着いて生活する。
- ・道路では遊ばない。ボールは3年昇降口にて借り、必ず昼休みのうちに返却する。部活のものは 使用しない。また、木の上などにボールが乗った場合は速やかに生徒指導主任へ報告する。

#### 12、 上履き等を忘れてしまった場合

・忘れてしまったことを担任に報告し、学年の先生から上履きを借りる。その際、貸し出し簿に記名する。借りた上履きは必ずその日のうちに担任へ返却すること。ジャージ等についても同様にする。

# 13、 諸活動

- ・体育等の授業を怪我、病気等の事情で見学する場合は、事前にイエローカードで申告する。
- ・休み時間や放課後など、無断で他の教室や他学年の教室には絶対に入らない。
- ・放課後学級で活動するときは必ず先生の許可を得ること。
- ・用事のない生徒は速やかに下校する。

# 14、 水筒

- ・必要な生徒は飲み物を水筒に入れて持ってくることができる。中身はお茶類、スポーツドリンク 類とする。
- ペットボトルにはケースカバーをつけて使用すること。

#### 15、 部活動関連

(1)朝練習を行う場合は、夏季・冬季ともに7:10~7:50までとし、片付けをしっかりとして速やかに教室に移動する。7:00前には登校しない。

# (2)給食のない日の昼食

- ・原則として一旦下校して、昼食をとり、再登校する。ただし、特別な理由がある場合には顧問 や担任の指示で指定された場所でまとまってとること。このときにも外に買いに行くことせず、 忘れた場合は再登校する。
- ・部活時の飲み物は水筒, あるいはケースカバーに入れたペットボトルとし, 中身はお茶類か スポーツドリンク類とする。
- 各自で弁当の余りやゴミはすべて持ち帰る。

# (3)Tシャツ

・部活動時のみ着用できる。色は白、黒、紺、グレー系を基調としたもの。ただし、部活動で購入したもの、または全国、関東、県大会などで販売されたものは着用できる。

# (4) ウインドブレーカー

- 再登校や休日に登校するときには、部活動で認められたものは着用できる。
- 制服. 校内服の上に規定のコートを着用しても良い。

#### <生徒のみなさんへ>

学校にある物は全て公共物です。社会一般の常識では、器物損壊は刑事罰を受けますし、 わざとではなくとも、破損させてしまった時は弁償します。学校も全く同じです。

学校内の公共物は、代々後輩へと引き継がれていくものです。後輩への**思い遣り**は、物を 大切にすることにも通じるのです。全校生徒で気を付けていきましょう。

#### <保護者の皆様へ>

本校では、生徒による器物損壊については、原則保護者による弁済としています。正規の 活動による止むを得ない場合の器物損壊は、その限りではありませんが、ご家庭におかれま しても、公共物を大切に使用することについて、重ねてご指導頂きたくお願い申し上げます。